

発注者支援業務等積算基準 改正概要

R3 改正	旧	備考		
<p>工事監督支援業務</p> <p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。</p> <p>d 電算機使用経費</p> <p>電算機リース料等が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として積算すること。</p> <table border="1" data-bbox="647 800 1071 890"> <tr> <td>電算機使用経費</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の2.7%</td> </tr> </table> <p>(注) 直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。</p>	電算機使用経費	直接人件費の2.7%	<p>工事監督支援業務</p> <p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。</p> <p>d 電算機使用経費</p> <p>電算機リース料等が必要となるに計上するものとする。</p>	
電算機使用経費				
直接人件費の2.7%				